

法と生命倫理——臓器売買事件を手がかりに

担当：奥田 純一郎（法哲学）

一 はじめに…なぜ「臓器売買事件を手がかりに」するのか？

二 事例…あなたはどのように考えるか？

<ケース1>

実業家Aは、腎機能不全に苦しみ、現在人工透析を週に3回受けている。

その負担に耐えかねたAは、健康な腎臓の移植を切望していた。Aは、仕事上の取引相手Bに、二つある腎臓のうち一つの提供を依頼した。

Bは、最大の取引先でありその取引の中止はBの事業の倒産に直結するAの依頼である事に鑑み、承諾した。その際Bは、Aに対する1000万円の債務を帳消しにする事を条件として持ち出し、Aも承諾した。

BはAの主治医Cのもとに赴き、Aの親族（義理の弟）であると偽って腎臓提供を申し出た。Cはこれを軽信し、Bから腎臓の一つを摘出し、これをAに移植した。

後日Aは、Bの債務を約束通り帳消しにした。

<ケース2>

実業家Dは、腎機能不全に苦しみ、現在人工透析を週に3回受けている。

その負担に耐えかねたDは、健康な腎臓の移植を切望していた。しかし身近に該当者がいなかったため、ブローカーEに依頼し、提供者を募った。

Eは1000万円の債務に苦しむFを探し当て、その債務をDが弁済することを対価に、二つある腎臓のうち一つの提供を依頼した。

Fは承諾し、Dの主治医Gのもとに赴き、Dの親族（義理の弟）であると偽って腎臓提供を申し出た。Gはこれを軽信し、Fから腎臓の一つを摘出し、これをDに移植した。

後日Dは、Fの債務を弁済し、Eに仲介の報酬として100万円を支払った。

※A～Fのうち、誰が悪いと思うか？その理由は？どのような制裁が科されるべきと思うか？

三 検討——「常識」的道德と法のギャップ

- ・現在の「常識」：死体移植（脳死体>心臓死体）>生体移植
無償提供>>>（越えられない壁）>>>有償提供（臓器売買）
- …臓器の移植に関する法律（臓器移植法）11条、日本移植学会ガイドライン
- ・その理由：公序良俗の維持、臓器移植の公平性・透明性への信頼の保護…本当にそうか？
- ・反論としての「私のからだは私のもの」の説得力？…援助交際と奴隷契約（身売り）
- ・言い訳としての「提供臓器の不足」？…人肉食とサバイバル・ロッタリー
- ・臓器売買「だけ」が問題なのか？…死体移植や無償提供の持つ「意味」

四 そもそも、移植は「医療」か？…医療と法の関係

- ・インフォームド・コンセントとは？
- ・医療は「特別」か？法の果たすべき役割は？

五 終わりに

- ・法と道德の関係…「大人の学問」と「裸の王様」

<参考資料>

臓器移植法（抜粋）

（臓器売買等の禁止）

第十一条 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくは提供したことの対価として財産上の利益の供与を受け、又はその要求若しくは約束をしてはならない。

2 何人も、移植術に使用されるための臓器の提供を受けること若しくは受けたことの対価として財産上の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

3 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けることのあつせんをすること若しくはあつせんをしたことの対価として財産上の利益の供与を受け、又はその要求若しくは約束をしてはならない。

4 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けることのあつせんを受けること若しくはあつせんを受けたことの対価として財産上の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

5 何人も、臓器が前項の規定のいずれかに違反する行為に係るものであることを知って、当該臓器を摘出し、又は移植術に使用してはならない。

6 第一項から第四項までの対価には、交通、通信、移植術に使用されるための臓器の摘出、保存若しくは移送又は移植術等に要する費用であつて、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けること又はそれらのあつせんをすることに関して通常必要であると認められるものは、含まれない。

（罰則）

第二十条 第十一条第一項から第五項までの規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

<おまけ>

- ・移植のために、臓器を摘出することを英語で何と言うでしょうか？
- ・上記の臓器移植法では「臓器あつせん機関」（現在のところ、これにあたるものは日本臓器移植ネットワークのみ）という言葉が出てきます。この問題を先行的に扱っていた英語文献ではOrgan Procurement Agencyと表現していますが、臓器移植法のこの用語は（訳語として）適切でしょうか？不適切だとしたら、なぜ立法者はこの言葉を選んだと思いますか？
- ・売買ではないですが、臓器の提供先を自国民に限定する制度が諸国で採用されています。このことについてはどう考えますか？